

## 8. 資料

### (1) 海岸漂着物処理推進法及び基本方針について

#### ① 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）

この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された。

#### ② 海岸漂着物対策推進法に基づく基本方針

海岸における良好な景観及び環境の保全を目的とした「海岸漂着物処理推進法」に基づき、政府は、閣議決定により、「基本方針」を定めることとされている。

環境大臣が農林水産大臣及び国土交通大臣と協議するとともに、パブリックコメントが行われ、平成22年3月に閣議決定された。

基本方針に定められている事項を以下に示す。

本計画は、同法及び本方針に基づき策定するものである。

- 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
- 海岸漂着物処理推進法第14条第1項の地域計画の作成に関する基本的事項
- 海岸漂着物処理推進法第15条第1項の協議会に関する基本的事項
- 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

# 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

2 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

3 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

### (総合的な海岸の環境の保全及び再生)

第三条 海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。

### (責任の明確化と円滑な処理の推進)

第四条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。

(海洋環境の保全)

第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第七条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「海岸漂着物等の処理等」という。）について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第八条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念（次条及び第十三条第一項において単に「基本理念」という。）にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない。

(連携の強化)

第十二条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

## 第二章 基本方針

第十三条 政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

二 次条第一項の地域計画の作成に関する基本的事項

三 第十五条第一項の協議会に関する基本的事項

四 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 地域計画等

(地域計画)

第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。

6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(海岸漂着物対策推進協議会)

第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(海岸漂着物対策活動推進員等)

第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。

一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。

三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

## 第四章 海岸漂着物対策の推進

### 第一節 海岸漂着物等の円滑な処理

(処理の責任等)

第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。

2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。

4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(市町村の要請)

第十八条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(協力の求め等)

第十九条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(外交上の適切な対応)

第二十一条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

## 第二節 海岸漂着物等の発生の抑制

(発生の状況及び原因に関する調査)

第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

(ごみ等を捨てる行為の防止)

第二十三条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

### 第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

(民間の団体等との緊密な連携の確保等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

第二十六条 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第二十七条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(技術開発、調査研究等の推進等)

第二十八条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(財政上の措置)

第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

- 2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。
- 3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物対策推進会議)

第三十条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。
- 3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

(法制の整備)

第三十一条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

**附則**

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附則**

(平成二三年六月一五日法律第六七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

# 海岸漂着物対策を総合的に推進するための基本的な方針(概要)

## 経緯

近年、国内外から大量の漂着物が我が国の海岸に漂着。  
→海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等が発生。

「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁  
会議取りまとめ」(平成19年4月)

「海岸漂着物処理推進法」制定  
(平成21年7月)

## 対策の3本柱

- 海岸漂着物等の円滑な処理と発生抑制
- 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
- 国際的な協力の推進

総合的な海岸の環境の保全  
・良好な景観  
・多様な生態系  
・生活衛生の向上

## 海岸漂着物対策の基本的方向

### <海岸漂着物等の円滑な処理>

- ①海岸管理者等の処理の責任等
  - 海岸管理基準、海岸の自然的社会的条件、海岸漂着物等の量・質に即した海岸漂着物等の処理のための必要な措置の実施
  - 海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努める
  - 市町村の協力義務、市町村は、必要に応じ、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収、回収された海岸漂着物等の処理施設への受入等による協力
- ②市町村の要請
- ③地域外からの海岸漂着物に対する連携
- ④その他の事項
  - 回収後は廃棄物処理法に基づき適正に処分。原因者の特定が可能な場合、関係法令に基づき原因者の責任において処理
  - 被害が著しい地域における処理の推進、災害等による大規模漂着時の災害関連制度の活用等の推進
  - 離島地域等での廃棄物処理施設の整備の支援

### <効果的な発生抑制>

- ①3Rの推進による循環型社会の形成
  - 循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3Rを推進
- ②発生状況や原因の実態把握
  - 国・地方公共団体は定期的に調査を実施
  - 我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握
- ③国民や事業者によるごみ等の適正な処理の推進
  - 国民・生活系ごみの減量化、分別収集への協力等
  - 事業者・海岸漂着物等に散見される、事業活動に伴って生じる廃棄物の適正な処分
- ④ごみ等の投棄の防止
  - 廃棄物処理法等に基づく不法投棄の撲滅を着実に実施
  - 生活系ごみ等、身近なごみ等の散乱防止に向けた国民の意識啓発(環境教育の推進、普及啓発)
  - 河川を経由する流域起因のごみ対策の推進
    - ・パトロール等の監視活動の実施
    - ・清掃活動によるごみ等の投棄がしにくい環境の創出
    - ・警告看板の設置
- ⑤ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止
  - 国民、事業者による物や土壌の適正な維持・管理
  - イベントや商店の営業等、一時的な事業活動への対策
- ⑥海域における漂流物等の回収対策の推進

## 多様な主体の連携の確保 ● 国際的な協力の推進

### <多様な主体の連携の確保>

- ①国民や民間団体等の積極的な参画の促進
  - 国による関係者の連携強化の施策(知識の普及、望ましい活動の推奨等)
- ②自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保
- ③民間団体等との緊密な連携と活動の支援
  - 財政上の配慮、技術的助言等
  - 活動の安全性への配慮

### <国際的な協力の推進>

- 政策対応等を通じた関係国への働きかけ
- NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)を活用した関係国の理解の促進
- 海外から大量に漂着した廃ポリタンク等について、関係国に対して原因究明や対策の実施を強く要請。協議等が進められている関係国とは、協力関係を一層強化

### その他

- 環境教育・普及啓発
- 海岸漂着物対策活動推進員等の活用
- 技術開発・調査研究の推進
  - ・効率的な回収方法
  - ・効率的な処理技術
  - ・発生原因の究明手法
  - ・廃棄の普及

## 地域計画の作成に関する基本的事項

- 事前調査の実施
- 関係者の意見の反映
- 海岸漂着物対策推進協議会での協議
- 都道府県間の情報交換
- 全国的・広域的な視点に基づく取組の推進

- ### 重点区域の設定
- 海岸の景観・環境に特に支障が生じ、重点的に対策を講ずることが必要な地域を対象
  - 合理的・必要な範囲の設定と広域的検討
  - 離島等への配慮
- ### その他必要な事項
- ・モニタリングの実施
  - ・災害等の緊急時における対応
  - ・他の計画等との整合等

- ### 役割分担・相互協力に関する事項
- ◎海岸漂着物等の処理等に関する事項(主体、処理方法、時期、頻度等)
  - ◎海岸漂着物等の発生抑制のための方策に関する事項(主体、施策内容、時期等)
  - ◎普及啓発・環境教育に関する方策(主体、施策内容、時期等)



## 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

- ### 1. 推進体制
- 政府・地方公共団体の推進体制
  - 地方公共団体の推進体制
    - ・都道府県内部(環境部局と海岸部局等)
    - ・都道府県と市町村
    - ・都道府県間
    - ・民間団体等との連携
- ### 2. 本基本方針の見直し

## (2) 愛媛県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、愛媛県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第1条に規定する海岸漂着物対策（以下「海岸漂着物対策」という。）を推進するための計画の改定に関して協議すること。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員をもって構成し、委員は、別表に掲げる関係団体及び行政機関に属する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- 2 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 3 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、任務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第5条 協議会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (解散)

第6条 協議会は、その任務を達成したときに解散する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、県民環境部環境局循環型社会推進課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 名 等
民間団体等	愛媛大学沿岸環境科学研究センター
	愛ビーチ登録団体 軽費老人ホーム(A型)宝寿園
	愛媛県漁業協同組合連合会
	一般社団法人えひめ産業廃棄物協会
国	環境省中国四国地方環境事務所
	第六管区海上保安本部松山海上保安部
沿岸10市 4町	松山市
	今治市
	宇和島市
	八幡浜市
	新居浜市
	西条市
	大洲市
	伊予市
	四国中央市
	西予市
	上島町
	松前町
	伊方町
	愛南町
県関係課	県民環境部 環境局 環境政策課
	県民環境部 環境局 循環型社会推進課
	農林水産部 農業振興局 農地整備課
	農林水産部 水産局 漁港課
	農林水産部 水産局 水産課
	土木部 河川港湾局 港湾海岸課

### (3) 基礎調査（平成 28 年度実施）結果の概要

#### ①アンケート調査結果

##### 1) 調査概要

県内海岸における漂着物の現状と清掃活動の実態を把握するために、ボランティア活動を行っている民間団体、海岸線に位置する14市町及び海岸、港湾、漁港を管理する愛媛県の担当部署に対し、アンケート調査を行った。

##### 2) 調査期間

平成 28 年 7 月～平成 28 年 8 月

##### 3) 調査方法

アンケートの設問及び回答用紙を送付し、返送依頼を行った。

##### 4) 調査結果

#### ①回答数

アンケート調査の回答数は、表-1 に示す 38 団体、14 市町及び県の 14 部署である。

表1 アンケート調査回答数

地区	民間団体	市町	県
東予	14	5	5
中予	16	3	2
南予	8	6	7
合計	38 団体	14 市町	14 部署

※民間団体へのアンケートは、51 団体を対象に行った。

#### ②海岸漂着物の現状

○アンケート調査結果における「大量に漂着物が存在する海岸」は、表 2 及び図 1 に示すとおり、燧灘沿岸～宇和海沿岸のほぼ県内全域に分布する回答結果が得られた。

○漂着物の種類に関する回答では、「主にプラスチック製品、ペットボトル等の人工物」が最も多く、次いで「主に流木、ヨシ、海藻等の自然

系漂着物」が多い結果となっている（図2参照）。

- 漂着時期に関する回答では、「常時、漂着してきている。」が最も多く、次いで「台風など、海が荒れた後、漂着する。」「大雨などにより、河川流量が増大した後、漂着する。」の順で多くなっており（図3参照）、陸域のごみが河川から流入したものより、海域を漂流するごみが海岸に漂着してくる傾向が大きいものと考えられる。
- 漂着物が大量に存在する海岸における近年（過去5～10年程度）の量の変化に関しては、「変化なし」が回答の半数以上を占めており、次いで「増加」、「清掃により減少」、「把握できていない」が同数でとなっている。（図4参照）

表2 大量の漂着物が存在する海岸（民間団体・市町・県からの回答結果）

地区		海岸名	民間団体	市町	県
四国中央市	7	中之庄海岸	○		
		三島・川之江港	○		
		蕪埼天満海岸	○	○	
		二名海岸（余木埼海岸）		○	○
		豊岡漁港		○	
		寒川海岸			○
		名称不明（未記載のため）	○		
新居浜市	7	沢津海岸	○		
		新居浜港（中須賀）		○	
		多喜浜新田海岸		○	
		新居浜港（黒島東）		○	
		沢津海岸		○	○
		荷内海岸			○
		名称・場所不明（未記載のため）	○		
西条市	0				
今治市	4	九王海岸	○		
		南九王海岸	○		
		大井海岸	○		
		名称・場所不明（未記載のため）	○		
上島町	5	弓削港（弓削中学校前）	○		
		上弓削海岸（高浜）		○	
		上弓削海岸（引野）		○	
		佐島漁港		○	
		佐島東海岸・佐島漁港・弓削港	○		
松山市	6	松山港（梅津寺）	○		
		松山港（港山）	○		
		松山港（和気浜）	○		
		池ノ淵海岸	○		
		長師漁港	○		
		松山港（今出ヶ浜）		○	
松前町	3	塩屋海岸	○		
		塩屋海岸		○	
		新川海岸		○	
伊予市	3	新川海岸・下吾川海岸		○	
		北山崎海岸		○	
		森海岸		○	
大洲市	1	長浜港港湾（長浜高校裏）		○	
八幡浜市	2	地大島海岸	○		
		白浦海岸（諏訪崎海岸）			○
伊方町	3	鳥津漁港		○	
		三机港湾		○	
		正野谷海岸		○	
西予市	0				
宇和島市	6	玉津港湾・玉津漁港	○		
		宇和島港	○		
		石応海岸（堂崎海岸）	○		
		石応漁港（白浦海岸）	○		
		玉津港湾・玉津漁港			○
		大入海岸			○
愛南町	2	船越海岸	○		
		御荘港・御荘漁港			○
合計		49箇所			

※表中の「民間団体」とは、愛ビーチサポーター等のボランティア団体等へのアンケート結果を、「市町」とは、海岸線を有する市町へのアンケート結果を、「県」とは、愛媛県の海岸管理に関連する部署へのアンケート結果を示す。

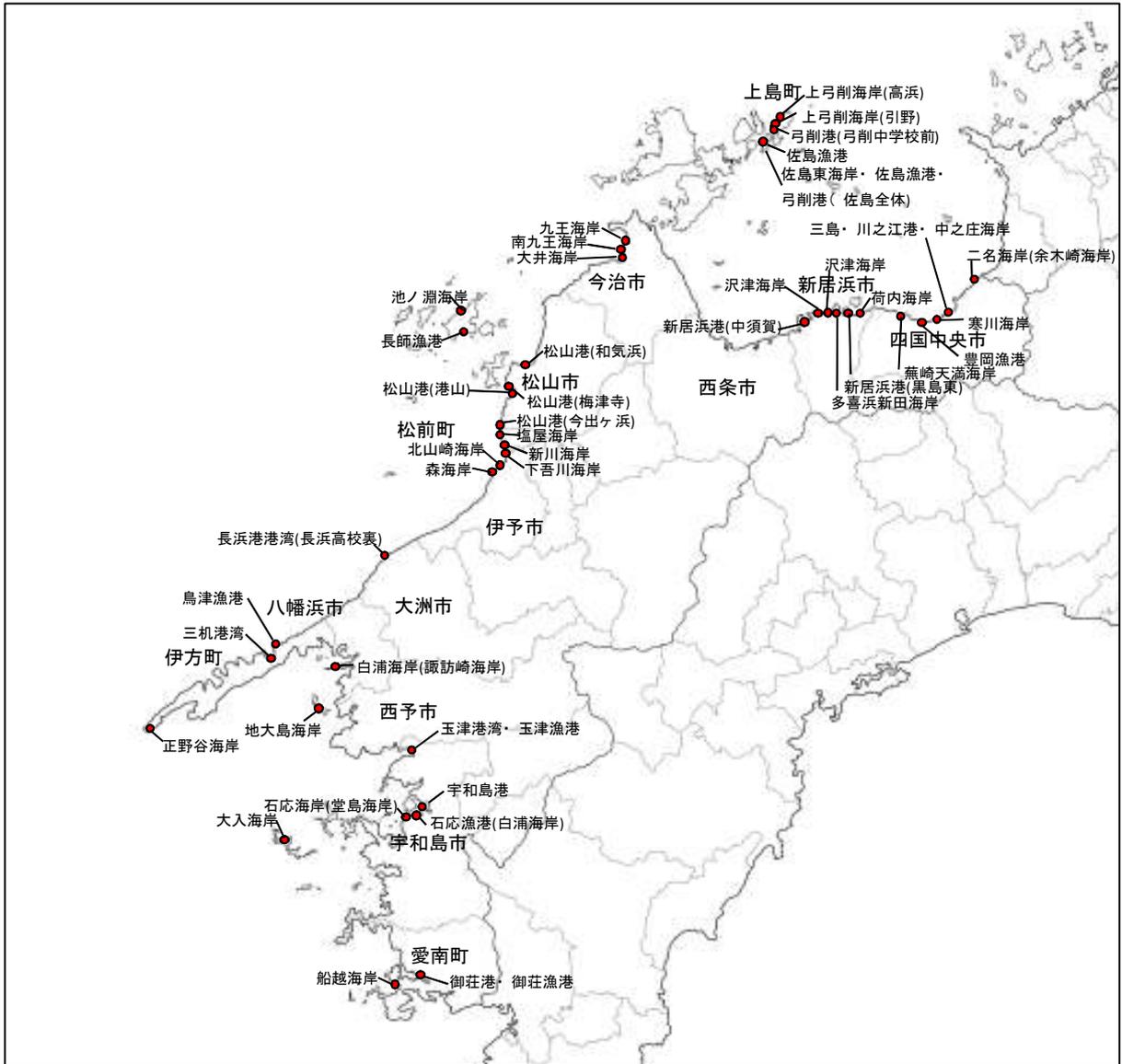


図1 大量の漂着物が存在する海岸（民間団体・市町・県からの回答結果）

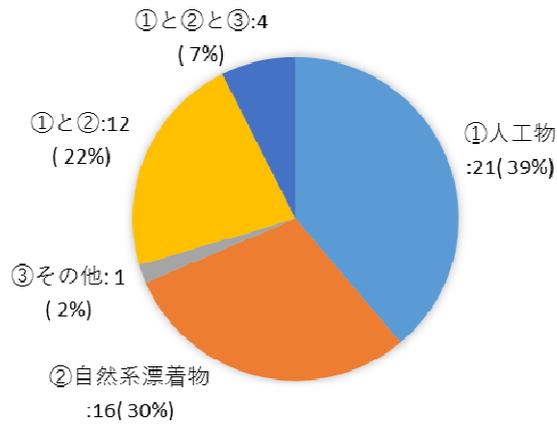


図2 大量の漂着物の種類（民間団体・市町・県からの回答結果）

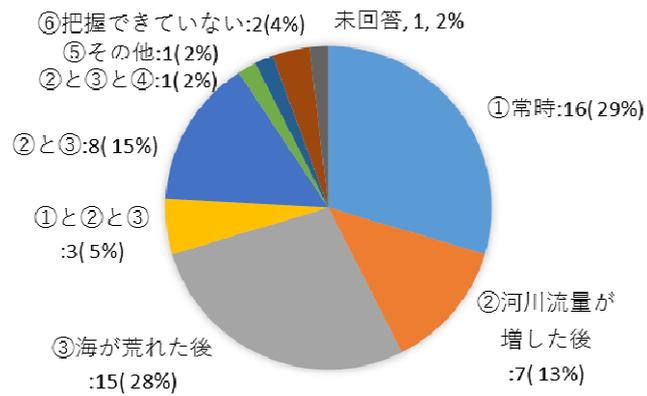


図3 漂着物が漂着する時期（民間団体・市町・県からの回答結果）

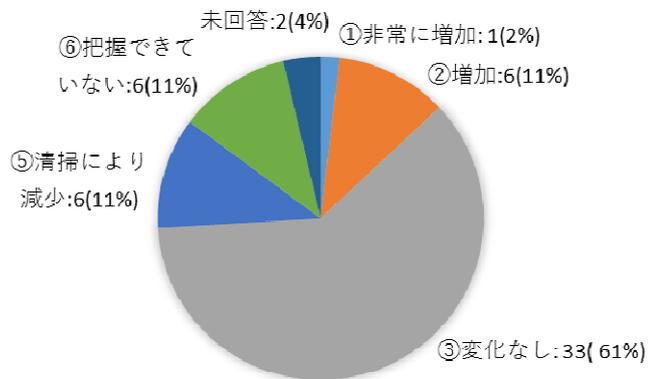


図4 漂着物量の近年（過去5~10年程度の間）における変化（民間団体・市町・県からの回答結果）

### ③清掃活動の現状

民間団体に行った海岸における清掃活動に関するアンケート結果では、ボランティアにより、定期的な海岸清掃活動が積極的に行われている回答が得られた。

- 清掃活動が行われている海岸は表 3 及び図 5 に示すとおりであり、県内の 45 海岸で清掃活動が行われており、その分布は県内全域に及んでいる。
- 清掃活動の頻度は、「2～3ヶ月に1回」が最も多く、次いで「半年に1回」と「1年に1回」が同数であり、その次に「月に1～2回」となっていた(図 6 参照)。
- 清掃活動の人数は、「10～20人」が最も多く、次いで「20～50人」、「10人未満」の順であり、50～200人による大規模な清掃活動も12%の海岸で行われている(図 7 参照)。
- 清掃活動で発生するごみの量は、ごみ袋 45L 容量換算で「20～30袋」が最も多く、次いで、「1～10袋」、「50袋程度」、「10～20袋」の順であり、「100袋程度」または「100～200袋」の回答も全体の18%程度となっている(図 8 参照)。

表3 清掃活動を行っている海岸（民間団体からの回答結果）

地区		海岸名
四国中央市	7	中之庄海岸
		寒川海岸
		豊岡漁港
		中之庄海岸
		三島・川之江港
		蕪埼天満海岸
		名称不明 (未記載のため)
新居浜市	2	沢津海岸
		荷内東海岸
西条市	1	楠河西海岸・東予港(河原津海岸)
今治市	6	富田海岸(織田ヶ浜)
		沖浦海岸
		小浦東海岸
		九王海岸
		南九王海岸(鴨池海岸)
		大井海岸
上島町	2	弓削港(弓削中学校前)
		佐島東海岸・佐島漁港・弓削港
松山市	13	立岩海岸(風和里海岸)
		立岩海岸
		河原海岸
		鹿峰海岸
		堀江東海岸
		堀江西海岸
		松山港(和気浜)
		松山港(高浜6丁目)
		松山港(梅津寺)
		池ノ淵海岸
		長崎海岸
		吉木海岸・饒(宇和間熊田)漁港
		松山港(今出ヶ浜)
松前町	3	塩屋海岸
		松前港・新川海岸
		新川海岸
伊予市	1	伊予港(五色姫海浜公園)
天洲市	0	
八幡浜市	2	向灘海岸・阿南西海岸
		地大島海岸
伊方町	1	三崎港(ムーンビーチ井野浦)
西予市	1	田之浜海岸
宇和島市	5	宇和島港(樺崎地区)
		玉津港湾・玉津漁港
		宇和島港
		石応海岸((堂島海岸)
		石応漁港(白浦海岸)
愛南町	1	須ノ川海岸
合計		45箇所

※同じ海岸名及び同じ場所の回答については、1箇所とした。(和気海岸は4団体、梅津寺(梅津寺町)海岸は3団体で回答あり。)

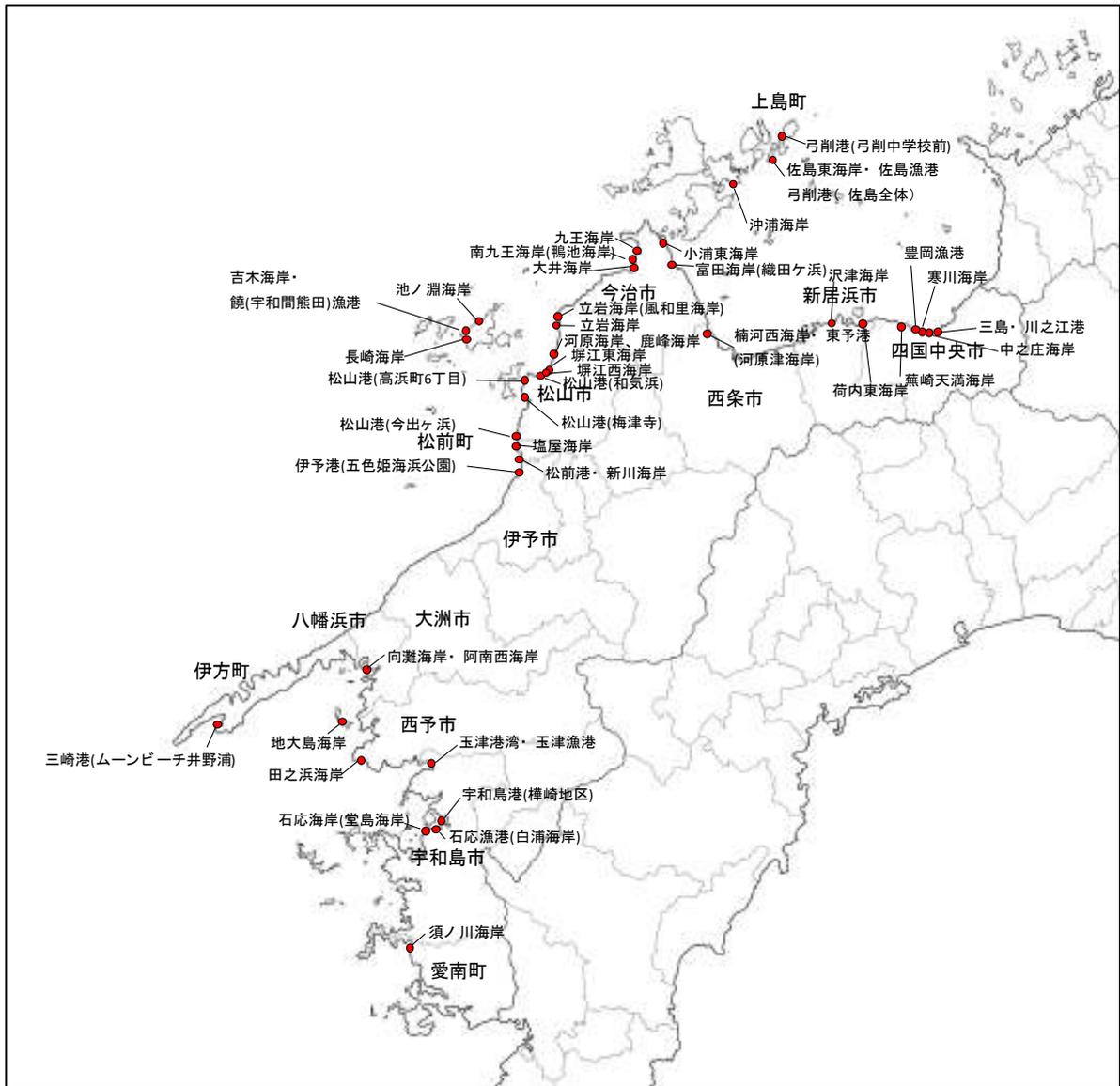


図5 清掃活動を行っている海岸 (民間団体からの回答結果)

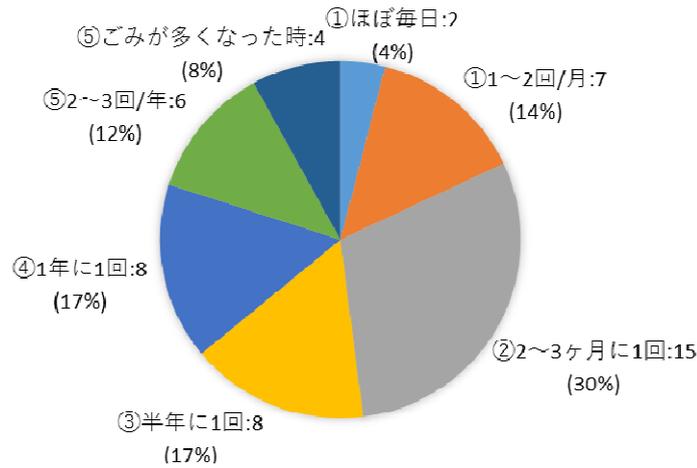


図 6 清掃活動の頻度（民間団体からの回答結果）

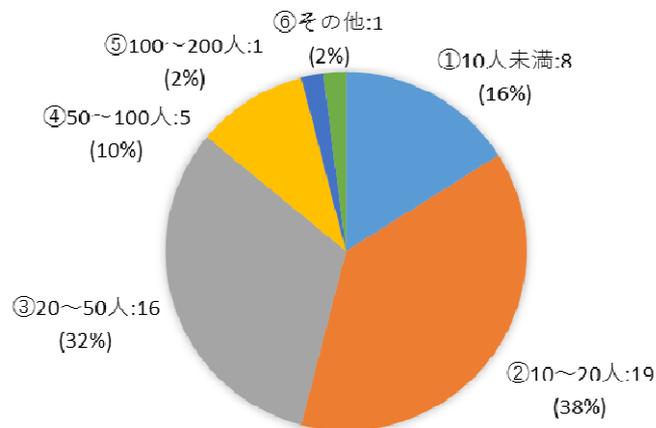


図 7 清掃活動 1 回当たりの人数（民間団体からの回答結果）

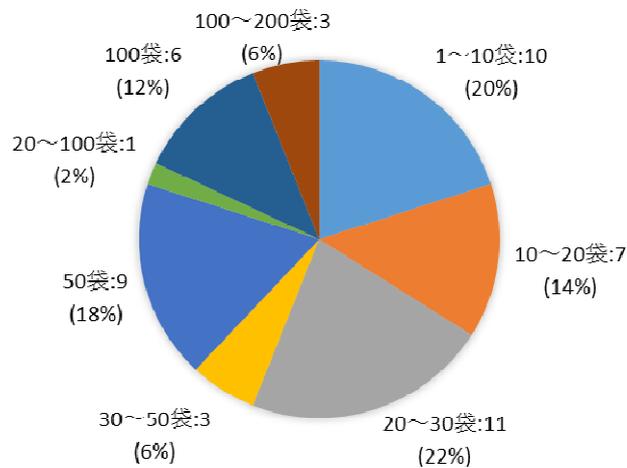


図 8 清掃活動 1 回当たりのごみの量（民間団体からの回答結果）

## ②現地踏査による海岸漂着物実態調査結果概要

### 1) 調査概要

県内海岸における漂着物実態を把握するために、現地踏査を行い漂着物の状況、背後地の状況、調査時の気象海象条件等を記録するとともに、写真撮影を行った。

### 2) 調査対象

調査対象は、本計画改定前の重点区域である 12 海岸及びアンケート調査における調査要望海岸など、図 9 に示す 44 海岸(内、1 海岸は護岸のみのため、漂着物量は 43 海岸で調査、記録した。)において実施した。

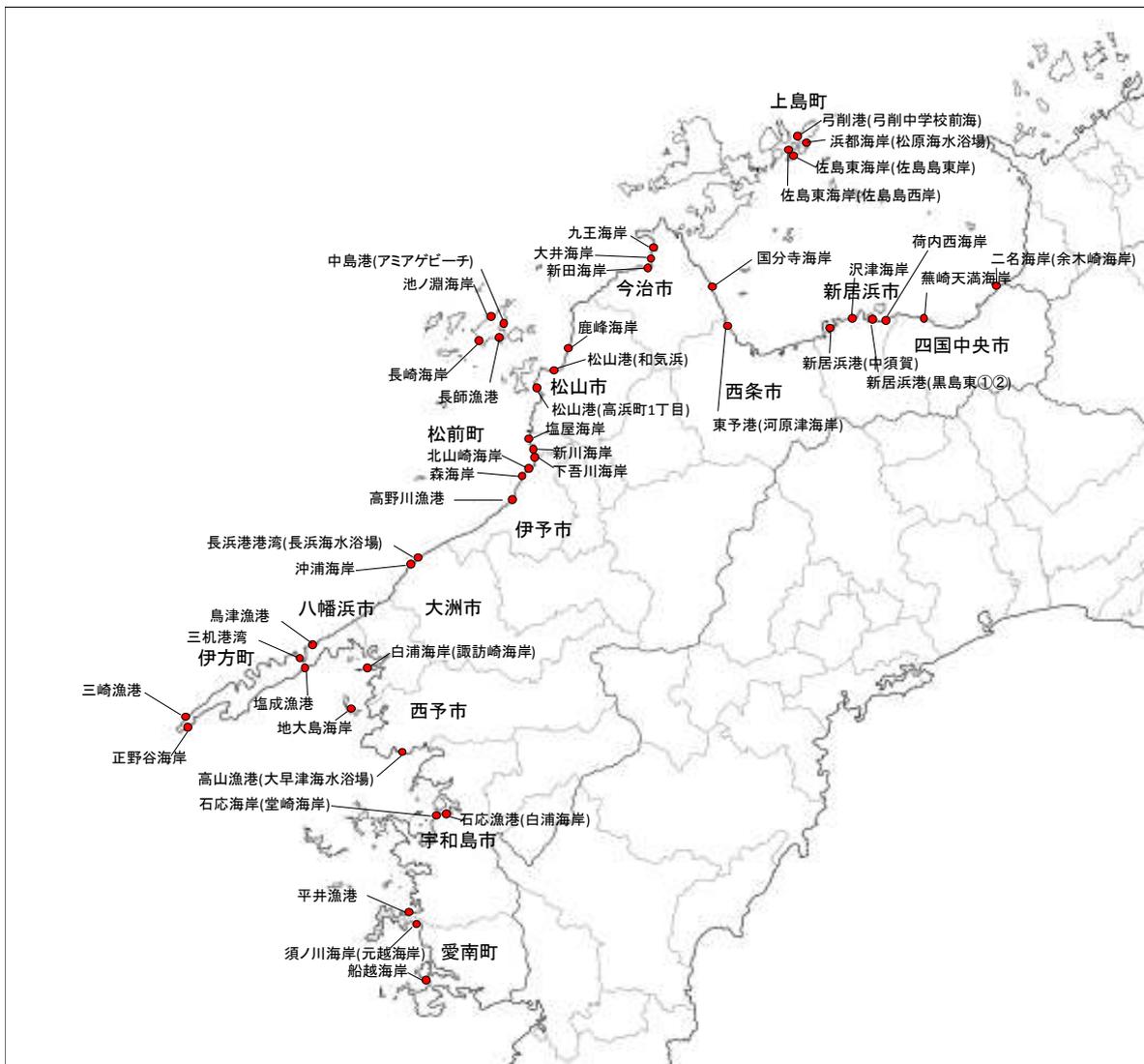


図 9 現地踏査による海岸漂着物実態調査を実施した海岸

3) 調査期間

平成 28 年 8 月～平成 28 年 10 月

4) 調査方法

「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）（国土交通省）」に基づき、海岸延長 10m 当たりの漂着物の量を推計する方法で行った。表 4 に同評価手法における海岸漂着物量ランク表を示す。

表 4 海岸漂着物量ランク表

ゴミ袋数と<ランク>の対応表

[海岸線延長距離 10m] × [海岸の奥行き] の範囲の漂着ゴミを回収したと想定

ランク	ゴミ袋の数量 (袋)	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容 量 (ℓ)
0	0	(自然物を除いて) 全くゴミがない	0
T	約 1/8	500ml のペットボトルなら 3～4 本分程度	2.5
1	約 1/4	2ℓ のペットボトルなら 2 本分程度	5
2	約 1/2	2ℓ のペットボトルなら 4 本分程度 200～350 ml の飲料缶ならば 15 本分程度	10
3	約 1	2ℓ のペットボトルなら 8 本分程度 200～350 ml の飲料缶ならば 30 本分程度 ポリタンクならば 1 本分程度	20
4	約 2	2ℓ のペットボトルなら 16 本分程度 ポリタンクならば 2 本分程度	40
5	約 4	2ℓ のペットボトルなら 32 本分程度 みかん箱ならば 3 個分程度	80
6	約 8	ドラム缶ならば 1 本分未満	160
7	約 16	ドラム缶ならば 1.5 本分未満	320
8	約 32	ドラム缶ならば 3 本分未満	640
9	約 64	1 立方メートル程度	1,280
10	約 128	軽トラックで 1 台分程度	2,560

「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」は国土交通省東北地方整備局、J E A N / クリーンアップ全国事務局（現一般社団法人 J E A N）、及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが、協働で 2004 年に開発したものです。

## 5) 調査結果

現地踏査による海岸漂着物実態調査結果概要を表5(1)～(2)に示す。調査海岸数は、44海岸(内1海岸は護岸のみ)である。

海岸漂着物現地調査結果における、ゴミランク4(かさ容量40L/10m)以上の海岸数は31海岸/43海岸、ゴミランク6(かさ容量160L/10m)以上の海岸数は18海岸/43海岸、ゴミランク8(かさ容量640L/10m)以上の海岸数は、5海岸/43海岸となっており、県内全域的に漂着物が分布する傾向が確認された。

漂着物の特性としては、燧灘や伊予灘など瀬戸内海に位置する海岸においては、アマモ、植物片などの自然系漂着物にプラスチック片やペットボトルなどの人工系漂着物が混入したものが主体となっている。一方、宇和海に位置する海岸においては、アマモや植物片が減少し、漁業活動に起因すると考えられる漁具や発泡スチロール片などが増える傾向がみられた。

表 5(1) 現地踏査による海岸漂着物実態調査結果概要 (その 1)

海岸名等	名称	二名海岸 (余木崎海岸)	蕪崎天満海岸	荷内西海岸	新居浜港 (中須賀)	沢津海岸
地名		四国中央市川之江町余木	四国中央市土居町	新居浜市多喜浜	新居浜市中須賀	新居浜市垣生
調査日時		2016年8月18日	2016年10月12日	2016年8月18日	2016年10月12日	2016年10月12日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 3	8	5	-	4
		人工 2	T	3	-	1
	主な漂着物	アマモ片、ヨシ片、竹、ビニール袋、容器片	木くず、木片、容器、製品片	アマモ片、ヨシ片、木の枝、プラスチック容器、スプレー缶、ガラス瓶、ビニール袋	-	ヨシ片、木片、プラスチック片
	人工系漂着物：自然系漂着物の比	3：2	1：3	1：2	-	1：8

海岸名等	名称	新居浜港 (黒島東①)	新居浜港 (黒島東②)	佐島東海岸 (佐島島西岸)	佐島東海岸 (佐島島東岸)	弓削港 (弓削中学校前)
地名		新居浜市黒島	新居浜市黒島	越智郡上島町佐島	越智郡上島町佐島	越智郡上島町弓削明神
調査日時		2016年10月12日	2016年10月12日	2016年8月18日	2016年10月13日	2016年10月13日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 6	5	5	1	2
		人工 4	3	3	T	T
	主な漂着物	ヨシ片、植物片、流木、容器、ペットボトル	ヨシ片、木片、容器	アマモ片、ヨシ片、木片、発泡スチロール片、ペットボトル、缶、容器	木の実、木の葉、アマモ片、ヨシ片、植物片	ヨシ片、アマモ片、木の葉、木の実、海藻片
	人工系漂着物：自然系漂着物の比	1：5	1：4	1：3	1：99	1：99

海岸名等	名称	浜都海岸 (松原海水浴場)	東予港 (河原津海岸)	国分寺海岸	新田海岸	大井海岸
地名		越智郡上島町弓削	西条市河原津	今治市桜井1丁目	今治市大西町脇	今治市大西町脇
調査日時		2016年10月13日	2016年10月12日	2016年8月18日	2016年10月13日	2016年10月13日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 5	8	6	4	2
		人工 3	6	4	T	T
	主な漂着物	ヨシ片、木の葉、木片、アマモ片、容器(ビン・缶)、イカの骨	ヨシ片、木片、容器片、ペットボトル、発泡スチロール片	アマモ片、枝、ペットボトル、缶、ビニール片	ヨシ片、アマモ片、容器、発泡スチロール片	木くず(チップ)、ヨシ片、発泡スチロール片
	人工系漂着物：自然系漂着物の比	3：7	1：4	1：4	1：19	1：19

海岸名等	名称	九玉海岸	長師漁港	長崎海岸	池ノ淵海岸	中島港 (アミアゲビーチ)
地名		今治市波方	松山市長師	松山市神浦	松山市畑里	松山市中島大浦
調査日時		2016年10月12日	2016年8月24日	2016年8月24日	2016年8月24日	2016年8月24日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 5	1	6	6	0
		人工 2	T	1	3	0
	主な漂着物	海藻片、ヨシ片、木くず、容器	自然由来物、ペットボトル	自然由来物、ペットボトル	流木、海藻、生活ごみ	-
	人工系漂着物：自然系漂着物の比	1：9	1：4	1：20	2：3	-

海岸名等	名称	鹿峰海岸	松山港 (和気浜)	松山港 (高浜町1丁目)	新川海岸	塩屋海岸
地名		松山市粟井河原	松山市和気町2丁目	松山市高浜町1丁目	伊予郡松前町北黒田	伊予郡松前町
調査日時		2016年10月13日	2016年10月13日	2016年10月13日	2016年10月18日	2016年8月4日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 4	4	2	4	6
		人工 1	T	T	2	4
	主な漂着物	ヨシ片、アマモ片、竹片、木片、プラスチック片、パイプ	アマモ片、ヨシ片、容器、竹片	ヨシ片、木片	植物片、プラスチック片、ペットボトル、漁具	植物片、ペットボトル
	人工系漂着物：自然系漂着物の比	1：9	1：19	1：19	1：5	2：6

- 漂着物ランク ～3
- 漂着物ランク 4～5
- 漂着物ランク 6～7
- 漂着物ランク 8～

表 5(2) 現地踏査による海岸漂着物実態調査結果概要 (その 2)

海岸名等	名称		下吾川海岸	北山崎海岸	森海岸	高野川漁港	長浜港港湾 (長浜海水浴場)
地名			伊予市下吾川地先	伊予市尾崎地先	伊予市森地先	伊予市双海町高野川	大洲市長浜甲地先
調査日時			2016年10月18日	2016年10月18日	2016年10月18日	2016年8月4日	2016年10月19日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	7	1	5	6	6
		人工	5	T	4	3	T
	主な漂着物		植物片、ペットボトル、プラスチック片、漁具、カン、寝具	海藻、植物片、漁具、プラスチック片	植物片、海藻、ペットボトル、漁具、プラスチック片、カン、ビン	ペットボトル、漁具、プラスチック片、海藻片(モク類)	植物片、海藻、プラスチック片、カン、ペットボトル
人工系漂着物：自然系漂着物の比			1：1	1：10	5：4	5：1	0.1：9.9

海岸名等	名称		沖浦海岸	地大島海岸	白浦海岸 (諏訪崎海岸)	塩成漁港	正野谷海岸
地名			大洲市長浜町沖浦地先	八幡浜市大島地先	八幡浜市栗野浦	西宇和郡伊方町塩成地先	西宇和郡伊方町正野
調査日時			2016年10月19日	2016年10月19日	2016年8月9日	2016年8月18日	2016年8月9日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	9	7	6	2	1
		人工	7	6	4	1	T
	主な漂着物		植物片、海藻、ペットボトル、カン、プラスチック片、流木・竹、漁具	植物片、海藻、ペットボトル、カン、プラスチック片、漁具、発泡スチロール	流木、ペットボトル、ビニール袋	ペットボトル、植物片、カン、プラスチック片、漁具	ペットボトル、海藻類
人工系漂着物：自然系漂着物の比			1：1	2：1	1：9	1：3	2：8

海岸名等	名称		三崎漁港	三机港湾	鳥津漁港	高山漁港 (大早津海水浴場)	平井漁港
地名			西宇和郡伊方町正野	西宇和郡伊方町小振	西宇和郡伊方町鳥津	西宇和郡明浜町高山地先	宇和島市津島町平井地先
調査日時			2016年8月9日	2016年8月9日	2016年8月9日	2016年10月18日	2016年8月18日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	6	8	6	2	5
		人工	4	8	5	T	3
	主な漂着物		流木、プラスチック(漁業系)	プラスチック(漁業系)、ブイ、発泡スチロール、流木	プラスチック(漁業系)、流木	植物片、プラスチック片	プラスチック片、漁具、植物片(流木)、海藻(ミル、モク類)
人工系漂着物：自然系漂着物の比			1：9	9：1	1：1	0.5：9.5	1：1

海岸名等	名称		石応海岸 (堂島海岸)	石応漁港 (白浦海岸)	須ノ川海岸 (元越海岸)	船越海岸
地名			宇和島市石応地先	宇和島市石応地先	南宇和郡愛南町平濤	南宇和郡愛南町船越地先
調査日時			2016年10月18日	2016年10月18日	2016年8月18日	2016年10月18日
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	2	6	4	8
		人工	T	5	2	7
	主な漂着物		植物片、漁具、発泡スチロール片	発泡スチロール片、植物片、ペットボトル、カン	ペットボトル、プラスチック片、海藻、植物片	漁具(ブイ、発泡スチロール片等)、プラスチック片、流木、植物片(ヨシ等)
人工系漂着物：自然系漂着物の比			1：10	1：1	1：3	4：1

- 漂着物ランク ～3
- 漂着物ランク 4～5
- 漂着物ランク 6～7
- 漂着物ランク 8～

海岸名等		二名海岸 (余木崎海岸)		海岸の状況(遠景)
地名		四国中央市川之江町余木		
調査箇所		①		
調査日時		2016年8月18日 9:20~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	3 2	
	主な漂着物	アマモ片、ヨシ片、竹、ビニール袋、容器片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	3:2		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	30.8		
	風向	NNE		
	風速(m/s)	2.0		
	波高・波向(目視) (m)	0.1、NNE		
海浜の特徴	潮位(cm)			
	海浜幅(約m)	15		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂、礫		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	海水浴場(7/8~8/14)		
	背後地	土地利用	駐車場等 国道11号	
		アクセス道路		
	ごみの状況	背後地にごみの散乱は認められない。		
特記事項	離岸堤あり			

海岸名等		蕪崎天満海岸		海岸の状況(遠景)
地名		四国中央市土居町		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月12日 10:34~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	8 T	
	主な漂着物	木くず、木片、容器、製品片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:3		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	20.6		
	風向	N		
	風速(m/s)	2.5		
	波高・波向(目視) (m)	0.3		
海浜の特徴	潮位(cm)			
	海浜幅(約m)	34		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	粗砂、礫		
	河川の流入	東側に河口		
	海浜利用状況	-		
	背後地	土地利用	水田、事業所 堤防道路	
		アクセス道路		
	ごみの状況	無		
特記事項				

海岸名等		荷内西海岸		海岸の状況(遠景)	
地名		新居浜市多喜浜			
調査箇所		①			
調査日時		2016年8月18日 10:50~			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	5 3		
	主な漂着物	アマモ片、ヨシ片、木の枝、プラスチック容器、スプレー缶、ガラス瓶、ビニール袋			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:2			
調査時の気象海象	天候	晴			
	気温(°C)	30.9			
	風向	NE			
	風速(m/s)	1.9			
	波高・波向(目視) (m)	0.2、NE			
海浜の特徴	潮位(cm)				
	海浜幅(約m)	30.5			
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	礫、砂			
	河川の流入	無			
	海浜利用状況	バーベキュー、キャンプ?			
	背後地	土地利用	道路		
		アクセス道路			
	ごみの状況	路側スペースに投棄ゴミあり。			
特記事項	焚火跡あり。				
				海岸の状況(近景)	
					

海岸名等		新居浜港 (中須賀)		海岸の状況(遠景)	
地名		新居浜市中須賀			
調査箇所		①			
調査日時		2016年10月12日			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	- -		
	主な漂着物	-			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	-			
調査時の気象海象	天候				
	気温(°C)				
	風向				
	風速(m/s)				
	波高・波向(目視) (m)				
海浜の特徴	潮位(cm)				
	海浜幅(約m)				
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)				
	河川の流入				
	海浜利用状況				
	背後地	土地利用			
		アクセス道路			
	ごみの状況				
特記事項	全域護岸				
				海岸の状況(近景)	
					

海岸名等		沢津海岸		海岸の状況(遠景)	
地名		新居浜市垣生			
調査箇所		①			
調査日時		2016年10月12日 12:35~			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	4 1		
	主な漂着物	ヨシ片、木片、プラスチック片			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:8			
調査時の気象海象	天候	晴			
	気温(°C)	24.6			
	風向	N			
	風速(m/s)	1.7			
	波高・波向(目視) (m)	0.2			
海浜の特徴	潮位(cm)				
	海浜幅(約m)	47			
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	粗砂			
	河川の流入	無			
	海浜利用状況	-			
	背後地	土地利用	住宅、神社、漁港 堤防道路		
		アクセス道路			
		ごみの状況	漁港施設内にゴミが多い。		
特記事項					
				海岸の状況(近景)	
					

海岸名等		新居浜港 (黒島東①)		海岸の状況(遠景)	
地名		新居浜市黒島			
調査箇所		①			
調査日時		2016年10月12日 11:30~			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	6 4		
	主な漂着物	ヨシ片、植物片、流木、容器、ペットボトル			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:5			
調査時の気象海象	天候	晴			
	気温(°C)	24.6			
	風向	NE			
	風速(m/s)	1.0			
	波高・波向(目視) (m)	0.1			
海浜の特徴	潮位(cm)				
	海浜幅(約m)	22			
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	礫、粗砂			
	河川の流入	無			
	海浜利用状況	-			
	背後地	土地利用	公園、山地 遊歩道		
		アクセス道路			
		ごみの状況	山際にゴミが多い。		
特記事項					
				海岸の状況(近景)	
					

海岸名等		新居浜港 (黒島東②)		海岸の状況(遠景)
地名		新居浜市黒島		
調査箇所		②		
調査日時		2016年10月12日 11:45~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	5 3	
	主な漂着物	ヨシ片、木片、容器		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:4		
	調査時の気象海象		天候	晴
		気温(°C)	24.6	
		風向	NE	
		風速(m/s)	1.0	
		波高・波向(目視) (m)	0.1	
		潮位(cm)		
海浜の特徴	海浜幅(約m)			海岸の状況(近景)
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)			
	河川の流入			
	海浜利用状況			
	背後地	土地利用		
		アクセス道路		
		ごみの状況		
特記事項				

海岸名等		佐島東海岸 (佐島島西岸)		海岸の状況(遠景)
地名		越智郡上島町佐島		
調査箇所		①		
調査日時		2016年8月18日 15:40~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	5 3	
	主な漂着物	アマモ片、ヨシ片、木片、発泡スチロール片、ペットボトル、缶、容器		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:3		
	調査時の気象海象		天候	晴
		気温(°C)	34.3	
		風向	-	
		風速(m/s)	<0.3	
		波高・波向(目視) (m)	0.1、NNW	
		潮位(cm)		
海浜の特徴	海浜幅(約m)		21	海岸の状況(近景)
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		礫、粗砂	
	河川の流入		無	
	海浜利用状況		散策等	
	背後地	土地利用	山	
		アクセス道路	地域道路(行き止まり)	
		ごみの状況	無	
特記事項				

海岸名等		佐島東海岸 (佐島東岸)		海岸の状況(遠景)
地名		越智郡上島町佐島		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月13日 15:35~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	1 T	
	主な漂着物	木の実、木の葉、アマモ片、ヨシ片、植物片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:99		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	22.9		
	風向	-		
	風速(m/s)	-		
	波高・波向(目視) (m)	0.2、E		
潮位(cm)				
海浜の特徴	海浜幅(約m)	17		海岸の状況(近景)
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	粗砂、細礫		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	-		
	背後地	土地利用	畜舎跡? 堤防道路	
		アクセス道路		
		ごみの状況	無	
特記事項				

海岸名等		弓削港 (弓削中学校前)		海岸の状況(遠景)
地名		越智郡上島町弓削明神1-1		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月13日 14:45~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	2 T	
	主な漂着物	ヨシ片、アマモ片、木の葉、木の実、海藻片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:99		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	22.7		
	風向	-		
	風速(m/s)	-		
	波高・波向(目視) (m)	0.1未満		
潮位(cm)				
海浜の特徴	海浜幅(約m)	23		海岸の状況(近景)
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂、小石		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	-		
	背後地	土地利用	中学校 堤防道路	
		アクセス道路		
		ごみの状況	無	
特記事項				

海岸名等		浜都海岸 (松原海水浴場)		海岸の状況(遠景)
地名		越智郡上島町弓削		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月13日 13:10~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	5 3	
	主な漂着物	ヨシ片、木の葉、木片、アマモ片、容器(ビン・缶)、イカの骨		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	3:7		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	22.9		
	風向	ENE		
	風速(m/s)	1.3		
	波高・波向(目視) (m)	0.3、E		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	66		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	粗砂		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	海水浴場、緑地		
	背後地	土地利用	弓削神社	
		アクセス道路	遊歩道	
		ごみの状況	無	
	特記事項			

海岸名等		東予港 (河原津海岸)		海岸の状況(遠景)
地名		西条市河原津		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月12日 15:20~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	8 6	
	主な漂着物	ヨシ片、木片、容器片、ペットボトル、発泡スチロール片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:4		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	26.8		
	風向	-		
	風速(m/s)	-		
	波高・波向(目視) (m)	0.1、NNE		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	38		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂、礫、貝殻		
	河川の流入	東端部に河口		
	海浜利用状況	海水浴場、潮干狩り		
	背後地	土地利用	住宅	
		アクセス道路	有(狭い)	
		ごみの状況	無	
	特記事項			

海岸名等		国分寺海岸		海岸の状況(遠景)		
地名		今治市桜井1丁目				
調査箇所		①				
調査日時		2016年8月18日 13:30~				
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	6			
		人工	4			
	主な漂着物	アマモ片、枝、ペットボトル、缶、ビニール片				
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:4				
調査時の気象海象	天候	晴				
	気温(°C)	34.4				
	風向	ENE				
	風速(m/s)	1.5				
	波高・波向(目視) (m)	0.2、ENE				
	潮位(cm)					
海浜の特徴	海浜幅(約m)	35				
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂				
	河川の流入	無				
	海浜利用状況	海水浴場				
	背後地	土地利用	緑地、住宅			
		アクセス道路	自転車道他			
		ごみの状況	林内に投棄ゴミがある。			
	特記事項					

海岸名等		新田海岸		海岸の状況(遠景)		
地名		今治市大西町脇				
調査箇所		①				
調査日時		2016年10月13日 11:35~				
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	4			
		人工	T			
	主な漂着物	ヨシ片、アマモ片、容器、発泡スチロール片				
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:19				
調査時の気象海象	天候	晴				
	気温(°C)	19.2				
	風向	NE				
	風速(m/s)	3.5				
	波高・波向(目視) (m)	0.2、N				
	潮位(cm)					
海浜の特徴	海浜幅(約m)	33				
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	粗砂				
	河川の流入	鑄川				
	海浜利用状況	船揚場				
	背後地	土地利用	道路			
		アクセス道路				
		ごみの状況	無			
	特記事項					

海岸名等		大井海岸		海岸の状況(遠景)
地名		今治市大西町脇		
調査箇所		③		
調査日時		2016年10月13日		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	2	
		人工	T	
	主な漂着物	木くず(チップ)、ヨシ片、発泡スチロール片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:19		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	19.2		
	風向	NE		
	風速(m/s)	3.5		
	波高・波向(目視) (m)	0.2、N		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)			
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	粗砂、岩盤、石		
	河川の流入	有		
	海浜利用状況			
	背後地	土地利用	山地	
		アクセス道路	-	
		ごみの状況	無	
特記事項				

海岸名等		九王海岸		海岸の状況(遠景)
地名		今治市波方		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月12日 16:40~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	5	
		人工	2	
	主な漂着物	海藻片、ヨシ片、木くず、容器		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:9		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	25.8		
	風向	-		
	風速(m/s)	-		
	波高・波向(目視) (m)	0.1、W		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	13		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂		
	河川の流入	有		
	海浜利用状況			
	背後地	土地利用	工場、墓地	
		アクセス道路	堤防道路	
		ごみの状況	無	
特記事項		海岸南側の集落周辺の海岸はゴミが少ない。中央部はブロック積みのため、浜がない。		

海岸名等		長師漁港		海岸の状況(遠景)	
地名		松山市長師			
調査箇所		②			
調査日時		2016年8月24日 9:30~			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	1 T		
	主な漂着物		自然由来物、ペットボトル		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率		1:4		
調査時の気象海象	天候	晴			
	気温(°C)	30			
	風向	N			
	風速(m/s)	-			
	波高・波向(目視)(m)	-			
潮位(cm)					
海浜の特徴	海浜幅(約m)		20		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		砂		
	河川の流入		なし		
	海浜利用状況		海水浴場		
	背後地	土地利用	民家		
		アクセス道路	有		
		ごみの状況	少量有り		
特記事項		トライアスロン大会の後に実施			
				海岸の状況(近景)	
					

海岸名等		長崎海岸		海岸の状況(遠景)	
地名		松山市神浦			
調査箇所		①			
調査日時		2016年8月24日 9:45~			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	6 1		
	主な漂着物		自然由来物、ペットボトル		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率		1:20		
調査時の気象海象	天候	晴			
	気温(°C)	30			
	風向	SW			
	風速(m/s)	3.0			
	波高・波向(目視)(m)	0.3			
潮位(cm)					
海浜の特徴	海浜幅(約m)		50		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		砂		
	河川の流入		なし		
	海浜利用状況		-		
	背後地	土地利用	山林		
		アクセス道路	有		
		ごみの状況	無		
特記事項					
				海岸の状況(近景)	
					

海岸名等		池ノ淵海岸		海岸の状況(遠景)	
地名		松山市畑里			
調査箇所		①			
調査日時		2016年8月24日 10:10～			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	6		
		人工	3		
	主な漂着物	流木、海藻、生活ごみ			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	2:3			
調査時の気象海象	天候	晴			
	気温(°C)	30			
	風向	NE			
	風速(m/s)	3.0			
	波高・波向(目視) (m)	0.5			
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)	
	海浜幅(約m)				
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂			
	河川の流入	なし			
	海浜利用状況				
	背後地	土地利用	荒地		
		アクセス道路	有		
		ごみの状況	無		
特記事項					

海岸名等		中島港 (アマアゲビーチ)		海岸の状況(遠景)	
地名		松山市中島大浦			
調査箇所					
調査日時		2016年8月24日 10:39～			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	0		
		人工	0		
	主な漂着物	-			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	-			
調査時の気象海象	天候	晴			
	気温(°C)	30			
	風向	N			
	風速(m/s)	5.0			
	波高・波向(目視) (m)	0.3			
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)	
	海浜幅(約m)				
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂			
	河川の流入	なし			
	海浜利用状況		海水浴場		
	背後地	土地利用	造船所		
		アクセス道路	有		
		ごみの状況	無		
特記事項		定期的に清掃が行われている			

海岸名等		鹿峰海岸		海岸の状況(遠景)		
地名		松山市粟井河原				
調査箇所		①				
調査日時		2016年10月13日 10:20~				
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	4 1			
	主な漂着物	ヨシ片、アマモ片、竹片、木片、プラスチック片、パイプ				
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:9				
調査時の気象海象	天候	晴				
	気温(°C)	19.7				
	風向	NNE				
	風速(m/s)	3.0				
	波高・波向(目視) (m)	0.3、NNE				
	潮位(cm)					
海浜の特徴	海浜幅(約m)	40				
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂、干潟				
	河川の流入	粟井川				
	海浜利用状況	-				
	背後地	土地利用	住宅			
		アクセス道路	堤防道路			
		ごみの状況				
特記事項	マリナーの裏					

海岸名等		松山港 (和気浜)		海岸の状況(遠景)		
地名		松山市和気町2丁目				
調査箇所		①				
調査日時		2016年10月13日 9:40~				
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	4 T			
	主な漂着物	アマモ片、ヨシ片、容器、竹片				
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:19				
調査時の気象海象	天候	晴				
	気温(°C)	20.6				
	風向	NNE				
	風速(m/s)	2.5				
	波高・波向(目視) (m)	0.4、NNE				
	潮位(cm)					
海浜の特徴	海浜幅(約m)	30				
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂				
	河川の流入	東側に流入河川				
	海浜利用状況	海水浴場、公園				
	背後地	土地利用	遊歩道、松林			
		アクセス道路	有			
		ごみの状況	無			
特記事項						

海岸名等		松山港 (高浜町1丁目)		海岸の状況(遠景)
地名		松山市高浜町1丁目		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月13日 8:55~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	2 T	
	主な漂着物	ヨシ片、木片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:19		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	21.6		
	風向	NW		
	風速(m/s)	1.2		
	波高・波向(目視) (m)	0.1未満		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	19		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂、角礫		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	-		
	背後地	土地利用	住宅、公園	
		アクセス道路		
		ごみの状況	無	
特記事項	投棄由来とみられるものが多い。清掃作業が行われている様子。			
				

海岸名等		新川海岸		海岸の状況(遠景)
地名		伊予郡松前町北黒田		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月18日 14:40~14:55		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	4 2	
	主な漂着物	植物片、プラスチック片、ペットボトル、漁具		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:5		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	27.1°C		
	風向	SW		
	風速(m/s)	2.8		
	波高・波向(目視) (m)	0.3		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	35		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	礫・砂		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	ゴミ拾い、散歩		
	背後地	土地利用	水産加工場、道路、墓地 有	
		アクセス道路		
		ごみの状況	無	
特記事項				
				

海岸名等		塩屋海岸		海岸の状況(遠景)	
地名		伊予郡松前町			
調査箇所		①			
調査日時		2016年8月4日 9:28~			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	6 4		
	主な漂着物	植物片、ペットボトル			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	2:6			
	調査時の気象海象		天候	晴	
		気温(°C)	29.8		
		風向	NW		
		風速(m/s)	2.9		
		波高・波向(目視)(m)	0.5未満		
		潮位(cm)			
海浜の特徴	海浜幅(約m)		60		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		砂		
	河川の流入		有		
	海浜利用状況		無		
	背後地	土地利用	事業所		
		アクセス道路	有		
		ごみの状況	花火、バーベキューのゴミ		
特記事項					

海岸名等		下吾川海岸		海岸の状況(遠景)	
地名		伊予市下吾川地先			
調査箇所		①			
調査日時		2016年10月18日 15:20~15:50			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	7 5		
	主な漂着物	植物片、ペットボトル、プラスチック片、漁具、カン、寝具			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:1			
	調査時の気象海象		天候	晴	
		気温(°C)	27.1°C		
		風向	SW		
		風速(m/s)	2.5		
		波高・波向(目視)(m)	0.3		
		潮位(cm)			
海浜の特徴	海浜幅(約m)		28.3		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		礫・砂		
	河川の流入		新川		
	海浜利用状況		散歩、釣り		
	背後地	土地利用	道路、民家、グラウンド		
		アクセス道路	有		
		ごみの状況	無		
特記事項		工事用の仮設路(鉄板)が敷設			

海岸名等		北山崎海岸		海岸の状況(遠景)
地名		伊予市尾崎地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月18日 16:15~16:35		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	1 T	
	主な漂着物	海藻、植物片、漁具、プラスチック片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:10		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	26.3°C		
	風向	SSW		
	風速(m/s)	2.6		
	波高・波向(目視) (m)	0.2		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	73.7		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂		
	河川の流入	有		
	海浜利用状況	散歩		
	背後地	土地利用	公園施設	
		アクセス道路	有	
		ごみの状況	無	
特記事項				

海岸名等		森海岸		海岸の状況(遠景)
地名		伊予市森地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月18日 16:55~17:15		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	5 4	
	主な漂着物	植物片、海藻、ペットボトル、漁具、プラスチック片、カン、ビン		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	5:4		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	25.4°C		
	風向	SSW		
	風速(m/s)	1.4		
	波高・波向(目視) (m)	0.3		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	60		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	礫・砂		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	水田、民家	
		アクセス道路	有	
		ごみの状況	無	
特記事項	小型ボート			

海岸名等		高野川漁港		海岸の状況(遠景)	
地名		伊予市双海町高野川			
調査箇所		①			
調査日時		2016年8月4日 10:20~			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	6 3		
	主な漂着物	ペットボトル、漁具、プラスチック片、海藻片(モク類)			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	5:1			
	調査時の気象海象		天候	晴	
		気温(°C)	32.4		
		風向	-		
		風速(m/s)	静穏		
		波高・波向(目視)(m)	0.5未満		
		潮位(cm)			
海浜の特徴	海浜幅(約m)		18		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		礫		
	河川の流入		無		
	海浜利用状況		-		
	背後地	土地利用	山地		
		アクセス道路	有		
		ごみの状況	無		
特記事項					

海岸名等		長浜港港湾 (長浜海水浴場)		海岸の状況(遠景)	
地名		大洲市長浜甲地先			
調査箇所		①			
調査日時		2016年10月19日 7:20~7:40			
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	6 T		
	主な漂着物	植物片、海藻、プラスチック片、カン、ペットボトル			
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	0.1:9.9			
	調査時の気象海象		天候	くもり	
		気温(°C)	20.4°C		
		風向	S		
		風速(m/s)	2.3		
		波高・波向(目視)(m)	0.4		
		潮位(cm)			
海浜の特徴	海浜幅(約m)		55		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		礫・砂		
	河川の流入		無		
	海浜利用状況		散歩、釣り(護岸)		
	背後地	土地利用	民家		
		アクセス道路	有		
		ごみの状況	無		
特記事項					

海岸名等		沖浦海岸		海岸の状況(遠景)
地名		大洲市長浜町沖浦地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月19日 8:00~8:20		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	9 7	
	主な漂着物	植物片、海藻、、ペットボトル、カン、プラスチック片、流木・竹、漁具		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:1		
調査時の気象海象	天候	くもり		
	気温(°C)	20.7°C		
	風向	SSE		
	風速(m/s)	2.8		
	波高・波向(目視) (m)	0.4		
潮位(cm)				
海浜の特徴	海浜幅(約m)	29		海岸の状況(近景)
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	礫・砂		
	河川の流入	肱川		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	民家、漁港	
		アクセス道路	有	
		ごみの状況	無	
	特記事項	漂着物はかなり多い。		
				

海岸名等		地大島海岸		海岸の状況(遠景)
地名		八幡浜市大島地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月19日 12:10~12:25		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	7 6	
	主な漂着物	植物片、海藻、、ペットボトル、カン、プラスチック片、漁具、発泡スチロール		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	2:1		
調査時の気象海象	天候	くもり		
	気温(°C)	27.1		
	風向	WSW		
	風速(m/s)	1.3		
	波高・波向(目視) (m)	0.2		
潮位(cm)				
海浜の特徴	海浜幅(約m)	18.3		海岸の状況(近景)
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	礫		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	中学校プール、樹林	
		アクセス道路	有(人道)	
		ごみの状況	無	
	特記事項			
				

海岸名等		白浦海岸 (諏訪崎海岸)		海岸の状況(遠景)
地名		八幡浜市栗野浦		
調査箇所		①		
調査日時		2016年8月9日 16:00~		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	6 4	
	主な漂着物	流木、ペットボトル、 ビニール袋		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:9		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)			
	風向	NW		
	風速(m/s)	3~5		
	波高・波向(目視) (m)	0.5		
海浜の特徴	潮位(cm)			
	海浜幅(約m)	150		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	小石、岩		
	河川の流入	-		
	海浜利用状況	-		
	背後地	土地利用		
		アクセス道路		
ごみの状況				
特記事項	自然公園			

海岸名等		塩成漁港		海岸の状況(遠景)
地名		西宇和郡伊方町塩成地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年8月18日 16:20~16:40		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	2 1	
	主な漂着物	ペットボトル、植物片、カン、プラスチック片、漁具		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:3		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	35.3°C		
	風向	WNW		
	風速(m/s)	2.2		
	波高・波向(目視) (m)	0.1		
海浜の特徴	潮位(cm)			
	海浜幅(約m)	16.5		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	住宅地	
		アクセス道路	海浜バラベツ背後に道路あり	
ごみの状況		無		
特記事項	海浜において植物片の野焼き後が広範囲に見られた。			

海岸名等		正野谷海岸		海岸の状況(遠景)	
地名		西宇和郡伊方町正野			
調査箇所		①			
調査日時		2016年8月9日 11:20~			
漂着物の状況		ごみ状況ランク	全体 人工		
		主な漂着物		ペットボトル、海藻類	
		人工系漂着物:自然系漂着物の比率		2:8	
調査時の気象海象		天候		晴	
		気温(°C)			
		風向		S	
		風速(m/s)			
		波高・波向(目視)(m)			
		潮位(cm)		50.0	
海浜の特徴		海浜幅(約m)		200	
		海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		砂	
		河川の流入		-	
		海浜利用状況		-	
		背後地	土地利用	遊歩道	
			アクセス道路	遊歩道	
ごみの状況					
特記事項					

海岸名等		三崎漁港		海岸の状況(遠景)	
地名		西宇和郡伊方町正野			
調査箇所		①			
調査日時		2016年8月9日 13:40~			
漂着物の状況		ごみ状況ランク	全体 人工		
		主な漂着物		流木、プラスチック(漁業系)	
		人工系漂着物:自然系漂着物の比率		1:9	
調査時の気象海象		天候		晴	
		気温(°C)			
		風向		S	
		風速(m/s)			
		波高・波向(目視)(m)			
		潮位(cm)		50.0	
海浜の特徴		海浜幅(約m)		50	
		海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		砂	
		河川の流入		-	
		海浜利用状況		-	
		背後地	土地利用	遊歩道	
			アクセス道路		
ごみの状況					
特記事項					

海岸名等		三机港湾		海岸の状況(遠景)		
地名		西宇和郡伊方町小振				
調査箇所		①				
調査日時		2016年8月9日 13:30~				
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	8			
		人工	8			
	主な漂着物	プラスチック(漁業系)、フイ、発泡スチロール、流木				
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率		9:1			
調査時の気象海象	天候	晴				
	気温(°C)	35				
	風向	-				
	風速(m/s)	-				
	波高・波向(目視)(m)	-				
	潮位(cm)	10.0				
海浜の特徴	海浜幅(約m)		150	海岸の状況(近景)		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		砂、小石			
	河川の流入		-			
	海浜利用状況		-			
	背後地	土地利用	なし			
		アクセス道路				
		ごみの状況				
	特記事項		土砂崩れにより通行不可			

海岸名等		鳥津漁港		海岸の状況(遠景)		
地名		西宇和郡伊方町鳥津				
調査箇所		①				
調査日時		2016年8月9日 14:30~				
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体	6			
		人工	5			
	主な漂着物	プラスチック(漁業系)、流木				
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率		1:1			
調査時の気象海象	天候	晴				
	気温(°C)	-				
	風向	-				
	風速(m/s)	-				
	波高・波向(目視)(m)	-				
	潮位(cm)	30.0				
海浜の特徴	海浜幅(約m)		100	海岸の状況(近景)		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)		小石			
	河川の流入		-			
	海浜利用状況		-			
	背後地	土地利用	-			
		アクセス道路	-			
		ごみの状況	-			
	特記事項		進入不可			

海岸名等		高山漁港 (大早津海水浴場)		海岸の状況(遠景)
地名		西予市明浜町高山地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月18日 11:45~12:10		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	2 T	
	主な漂着物	植物片、プラスチック片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	0.5:9.5		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	28.1°C		
	風向	WSW		
	風速(m/s)	3.1		
	波高・波向(目視)(m)	0.3		
海浜の特徴	潮位(cm)			
	海浜幅(約m)	22.5		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂(粗砂)		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	道路、民宿、観光施設 国道378号	
		アクセス道路		
ごみの状況		無		
特記事項				

海岸名等		平井漁港		海岸の状況(遠景)
地名		宇和島市津島町平井地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年8月18日 13:40~14:00		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	5 3	
	主な漂着物	プラスチック片、漁具、植物片(流木)、海藻(ミル、モク類)		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:1		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	38.5°C		
	風向	NNW		
	風速(m/s)	1.0		
	波高・波向(目視)(m)	0.2		
海浜の特徴	潮位(cm)			
	海浜幅(約m)	9.2		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	礫		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	小学校、山地	
		アクセス道路	海浜パラベット背後に道路あり	
ごみの状況		無		
特記事項	浜へのアクセス階段は埋め殺し			

海岸名等		石応海岸 (堂島海岸)		海岸の状況(遠景)
地名		宇和島市石応地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月18日 9:50~10:10		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	2 T	
	主な漂着物	植物片、漁具、発泡スチロール片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:10		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	25.5°C		
	風向	W		
	風速(m/s)	2.2		
	波高・波向(目視) (m)	0.1		
海浜の特徴	潮位(cm)			
	海浜幅(約m)	30		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	民家、樹林	
		アクセス道路	県道269号	
ごみの状況		無		
特記事項				

海岸名等		石応漁港 (白浦海岸)		海岸の状況(遠景)
地名		宇和島市石応地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月18日 10:25~10:40		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	6 5	
	主な漂着物	発泡スチロール片、植物片、ペットボトル、カン		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:1		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	25.5°C		
	風向	NW		
	風速(m/s)	2.3		
	波高・波向(目視) (m)	0.2		
海浜の特徴	潮位(cm)			
	海浜幅(約m)	4.6		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂、消波ブロック		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	道路、民家	
		アクセス道路	県道269号	
ごみの状況		無		
特記事項				

海岸名等		須ノ川海岸 (元越海岸)		海岸の状況(遠景)
地名		南宇和郡愛南町平 簗		
調査箇所		①		
調査日時		2016年8月18日 12:40~13:00		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	4 2	
	主な漂着物	ペットボトル、プラス チック片、海藻、植物 片		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	1:3		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	38.4°C		
	風向	ESE		
	風速(m/s)	1.8		
	波高・波向(目視) (m)	0.1		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	23		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	砂、礫		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	住宅地、空き地、山 地	
		アクセス道路	海浜パラベット背後 に道路あり	
ごみの状況		無		
特記事項				

海岸名等		船越海岸		海岸の状況(遠景)
地名		南宇和郡愛南町船 越地先		
調査箇所		①		
調査日時		2016年10月18日 7:50~8:10		
漂着物の状況	ごみ状況ランク	全体 人工	8 7	
	主な漂着物	漁具(ブイ、発泡スチ ロール片等)、プラス チック片、流木、植物 片(ヨシ等)		
	人工系漂着物:自然系漂着物の比率	4:1		
調査時の気象海象	天候	晴		
	気温(°C)	23.3°C		
	風向	SSW		
	風速(m/s)	1.8		
	波高・波向(目視) (m)	0.2		
海浜の特徴	潮位(cm)			海岸の状況(近景)
	海浜幅(約m)	9		
	海浜の構成(砂・砂泥・岩礁など)	礫(玉石)		
	河川の流入	無		
	海浜利用状況	無		
	背後地	土地利用	草地、樹林	
		アクセス道路	県道294号からの入 り口にチェーン設置 のため車による進入 はできない。また、途 中落石や倒木があ る。	
ごみの状況		草地に丸ブイや俵ブ イ(発泡スチロール) が多く散乱していた。 漂着物が多い。		
特記事項				

### ③海岸漂着物等に関する主な要望・意見等の概要

- 1) 海岸漂着物の回収・撤去に関する要望・意見等
  - ボランティア等による海岸清掃で回収したごみの運搬・処理の実施
  - 海岸清掃で回収したごみの運搬・処理の頻度の増加
  - ボランティア等による海岸清掃におけるごみの回収・処理に要する経費の助成
  - 軍手、クリーンビーチの機械など清掃活動に必要な資機材の購入
  - 流木等大きな漂着物の処理の実施
  - 年に数回、行政による業者請負等による抜本的な回収・処理の実施
  - テトラポット内などの個人では処理できない漂着物の処理の実施
  - 台風や強風後などに発生する海岸漂着物の回収・処理の実施
  - 大雨後、河川から流出する漂流ごみの回収・処理の実施
  
- 2) 発生抑制に関する要望・意見等
  - 発泡スチロールのごみに関し、製造・販売者も含めた回収・処理の取組みの実施
  - 大雨後、河口にごみを受けるネットの設置
  - 発生源となっている、河川の清掃、ヨシの伐採等、河川の管理の充実
  - 海水浴、バーベキュー、花火、ペットのふん等、海岸利用により発生したごみを自ら持ち帰るなどのマナー向上に係る広報活動の充実
  - 不法投棄の監視の充実
  
- 3) 海岸へのアクセス改善等に関する要望・意見等
  - 植木の整備及び砂浜の整地の回数の増加
  - 清掃活動の妨げになる雑草の除去
  
- 4) その他の要望・意見等
  - ごみ回収船の稼働率の向上

## (4) 国ガイドラインについて

### ①海岸清掃事業マニュアル

環境省は、海岸清掃を企画する者が容易に適切な手法を用いて海岸清掃を進めていくことができるよう、平成19・20年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査及び平成21・22年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査で得られた知見等を整理し、効果的に海岸清掃事業を実施する方法を平成23年3月にマニュアルとしてとりまとめた。モデル調査においては、地域特性が異なるモデル地域において、漂流・漂着ごみの量と種類の詳細な分析、漂流・漂着ごみの回収・搬出・処分の試行、地域の関係者による対策の検討を行い、地域の実情に応じた漂流・漂着ごみの回収・搬出・処分方法及び対策のあり方を整理しており、こうした知見に基づいて整理された。

本マニュアルは、「本編」と「資料編」で構成され、本編は利用者が目的に合わせて使用できるように「現状の把握」、「設計」、「実施」、「事後・フォローアップ」に分けて指針が示されている。

## 海岸清掃事業マニュアル【概要版】

### 1. 目的

各地域において海岸清掃を進めるためには、それぞれの地域特性を踏まえ、漂着ごみの回収方法、回収した漂着ごみの適正な処理方法等について検討することが必要である。このため、平成19～22年度に実施した漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査等で得られた知見を整理し、海岸清掃を企画する海岸管理者等の行政機関が容易に適切な手法を用いて海岸清掃を進めていくことができるよう、効果的な海岸清掃方法をマニュアルとしてとりまとめた。

### 2. 対象範囲と構成

本マニュアルは、行政機関により海岸清掃等事業として企画・実施される海岸清掃を対象としている。また、本マニュアルは本編及び資料編からなり、それぞれの内容は以下の通りである。本マニュアルの構成を図 1に示す。

#### 【本編】

海岸管理者等が事業として海岸清掃を実施するために必要な準備、実際の清掃作業及び清掃作業終了後の事後作業について、技術的事項と費用の積算方法等についてとりまとめた。

#### 【資料編】

事業として海岸清掃を行う海岸管理者等の参考となるように、海岸清掃事業の実例について、清掃対象の海岸の特性、漂着ごみの種類、採用した回収・搬出の方法等を中心にとりまとめた。

＜本編＞	（内容）	＜資料編＞
1.総論		I. 海岸清掃の実例(第1期モデル調査)
1.1 目的 1.2 対象範囲と構成 1.3 海岸清掃を計画する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効果的な海岸清掃の実施を支援</li> <li>●行政機関による海岸清掃事業を対象</li> </ul>	II. 海岸清掃の実例(第2期モデル調査)
2.現状の把握		III. 海岸清掃の実例(クリーンアップ事業)
2.1 漂着ごみの状況把握 2.2 漂着ごみ量の季節変化の把握 2.3 関係機関との調整・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域計画を踏まえた海岸清掃計画</li> <li>●漂着ごみの質、量、分布の把握</li> <li>●効果的な清掃時期や頻度の検討</li> <li>●廃棄物部局、地域住民等との調整</li> </ul>	
3.設計		
3.1 回収・搬出計画 3.2 廃棄物処理法に基づく収集・運搬、処分計画 3.3 経費の積算 3.4 作業員の募集 3.5 作業工程の立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回収・搬出方法の検討</li> <li>●回収物の処分先の検討</li> <li>●必要な人員数・重機数の検討</li> <li>●作業員の募集方法の検討</li> <li>●安全作業上の配慮事項の検討</li> </ul>	
4.実施		
4.1 清掃作業の運営 4.2 作業責任者の配慮事項 4.3 現地での記録事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役割分担の検討</li> <li>●作業の安全管理</li> <li>●記録事項の検討</li> </ul>	
5.事後・フォローアップ		
5.1 清掃作業結果の整理 5.2 海岸清掃方法の見直し 5.3 清掃作業参加者への配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業を踏まえた、清掃方法の見直し</li> <li>●作業員に対する結果報告とお礼</li> </ul>	

図 1 海岸清掃事業マニュアルの構成

## ②海岸漂着危険物対応ガイドライン

海岸漂着物の中に使用済みの注射器やガスボンベ、信号弾など危険物も確認されており、漂着の初期段階で海岸利用者等が被害にあう危険があり、人体や海岸環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、海岸漂着危険物に応じた対応が望まれる。

一方、海岸管理者等は、危険物の専門知識までは有しておらず、海岸漂着危険物が漂着する度に、関係機関と協議して対応を行う自治体もあり、速やかに対応を行うため、海岸漂着危険物対応の手順をあらかじめ整理することが望まれる。

こうしたことから、危険物対応にあたって混乱が生じやすい危険物漂着時に海岸管理者が行うと想定される初動対応について、平成21年6月にガイドラインをとりまとめたものである。

### 海岸漂着危険物ガイドラインの概要

ガイドラインは、被害が発生しやすく、海岸漂着危険物対応にあたって混乱が生じやすい、危険物漂着時に海岸管理者が行うと想定される初動対応についてまとめたものです。

#### ～ ガイドラインの主な内容について ～

##### (1)漂着時の対応

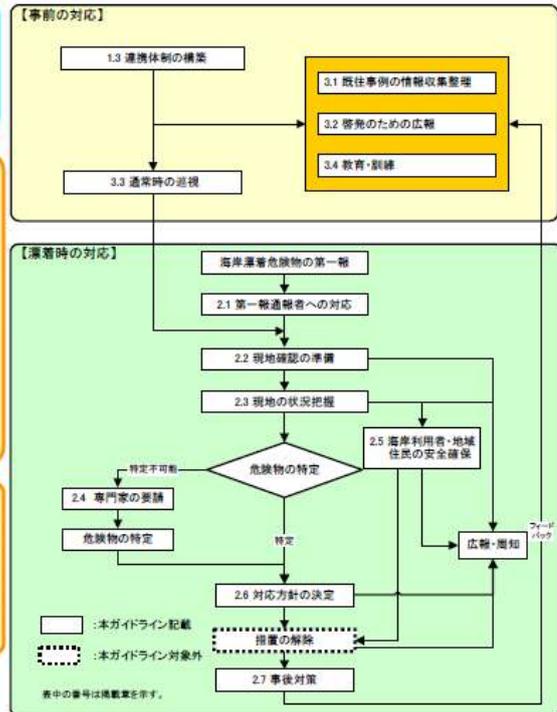
第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、海岸漂着危険物が漂着した時の一連の対応をまとめています。

##### (2)事前の対応

連携体制の構築、既往事例の情報収集整理、啓発のための広報、教育・訓練について、漂着時に速やかに対応するために、事前の対応をまとめています。

#### ～ 参考資料について ～

- ・海岸漂着危険物の事例
- ・海岸漂着危険物の対応事例
- ・漂流・漂着ゴミに関連する補助金に関する情報を記載しています。



海岸漂着危険物の対応の流れ



【ガイドラインは以下のホームページから入手できます】  
[http://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html)

## (5) 回収撤去に必要な機材等

回収撤去に際して必要となる機材を表に示す。

表 9 回収・撤去用の資機材等

区 分	内 容
キャリアダンプ (キャタピラ付 きの小型の運搬 車両)	砂丘海岸における収集・運搬
	比較的海岸部の面積が広い海岸の収集・運搬
	重量物が多く、人力では運搬が困難な場合の収集・運搬
バックホウ	流木等の重量物、長尺物の移動、砂浜での漂着物積み込み
	アタッチメントの交換によりつかむ、切断する、掘る、ふるいにかけて砂を除去する等の対応が可能
ラフタクレーン	落差の大きい堤防、岸から距離が長い場所における漂着物、重機の移動、積み込み
チェーンソー	流木等の重量物、長尺物を切断、小型化し搬送性を向上
フレコンバッグ	丈夫で柔軟性があり、回収物の保管、移動、運搬等に活用
ダンプ車	回収物の運搬 2 t～10 tまで、道路、海岸の状況、輸送性などに応じて選択
ユニック車	回収物の積み込み、運搬
パッカー車	プラスチック等の漂着物をコンパクト化し効率よく運搬
船舶	陸上からの接近が困難な場合の重機運搬及び回収物の運搬

## (6) 用語の定義

### 【海洋ごみ】

海岸漂着物、漂流ごみ及び海底ごみ等、海洋に存在する全てのごみをいう。

### 【海岸漂着物】

海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

### 【海岸漂着物等】

海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

### 【漂流ごみ】

海面を漂流するごみその他の汚物又は不要物をいう。

### 【海底ごみ】

海底に存在するごみその他の汚物又は不要物をいう。

### 【マイクロプラスチック】

プラスチック片の内、サイズが5mm以下の微細なものをいう。マイクロプラスチックは、プラスチックごみが、紫外線、温度差、摩耗などにより次第に細片化されたものと考えられ、生態系への影響が懸念されている。

### 【海岸管理者等】

海岸法の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権限に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。なお、海岸管理者は、一般的には都道府県知事であるが、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域、又は漁港区域とが重複して存在するときは、その重複する部分については、当該港湾管理者の長（又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長）がその管理を行うものとされている。

### 【3R】

Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：ごみの再生利用）のことで、頭のRを取った言葉